

臨時的任用職員

非常勤講師

(県費会計年度任用職員)

登録を随時
募集します



海老名市立小・中学校で教職員（教諭・養護教諭・事務職員）（臨時的任用職員・非常勤講師）として働いていただける方の登録を随時、行っています。

～募集内容～

【希望する職】

- | | | |
|---------------|-------|------------|
| ① 小学校教員 | …………… | 小学校の普通免許状 |
| ② 中学校教員 | …………… | 中学校の普通免許状 |
| ③ 養護教諭(小・中学校) | …………… | 養護教諭の普通免許状 |
| ④ 事務職員(小・中学校) | …………… | なし |

【必要な免許状】

- ・地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当する人は申し込めません。
 - ・教員免許状取得見込みの方の採用は免許状取得後になります。（補習等指導員として勤務可）
 - ・教員免許状の修了確認期限または有効期間満了の日が経過している方の任用は、有効性の回復後になります。
- ※教員免許状の更新を希望の方は登録が必要です。証明は海老名市教育委員会で行うことができます。

～待遇等・登録方法～

- 【臨時的任用職員】** (1) 給与・勤務時間 正規職員に準じます。
(2) 任用期間 3ヶ月程度から1年までの任用となります。
(3) 休 暇 任用期間に応じて、有給休暇等が与えられます。
(例) 任用期間が4ヶ月の場合には有給休暇は5日。
- 【非常勤講師】** (1) 給 与 週当たりの授業時間数または勤務時間に応じて支給します。
(2) 任用期間 任用の事由により異なります。
(3) 休 暇 勤務期間、週当たりの勤務時間に応じて有給休暇等が与えられます。
- 【登録方法】** 就学支援課へ電話連絡後、必要書類を持参して同課に提出の上、登録・面接を行います。※教員免許状取得見込みの方も登録することができます。
- 〈必要書類〉
- ・履歴書（写真付き）
 - ・写真1枚（履歴書に貼り付けたものとは別のもの）
 - ・所持している教員免許状すべての原本とコピーを各1部
 - ・取得見込みの方は取得見込証明書
 - ・教員免許更新制に係る証明書（対象者のみ）
- 【選考方法】** 面接（別途、指定します）
- 【その他】** (1) 学校から紹介の依頼があった場合、条件の合う登録者の方に打診させていただきます。その後、学校長・県教委と面談をし、双方合意であれば任用が開始されます。
(2) 学校が求める条件によっては、登録していただいても任用に至らない場合があります。あらかじめご了承ください。

【連絡先】 046-235-4918（平日9:00～17:00）
海老名市中新田377 えびなこどもセンター2階
海老名市教育委員会 就学支援課

